

議第 1 1 1 号 呉市蒲刈障害者活動支援センター条例の一部を改正する条例の制定 について

1 改正の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）の一部改正（平成 2 4 年法律第 5 1 号による改正）により引用条項の移動が生じたことに伴い、関係規定の整理を行うものです。

2 施行期日

公布の日

3 新旧対照表

現行	改正案
<p>(事業)</p> <p>第 2 条 蒲刈障害者活動支援センター（以下「センター」という。）は、前条に規定する目的を達成するため次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスのうち次に掲げるものを提供する事業</p> <p>ア 法第 5 条第 7 項に規定する生活介護</p> <p>イ 法第 5 条第 <u>1 4 項</u>に規定する就労移行支援</p> <p>ウ 法第 5 条第 <u>1 5 項</u>に規定する就労継続支援</p> <p>(2) 法第 5 条第 <u>2 6 項</u>に規定する厚生労働省令で定める便宜を供与する事業</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(事業)</p> <p>第 2 条 蒲刈障害者活動支援センター（以下「センター」という。）は、前条に規定する目的を達成するため次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスのうち次に掲げるものを提供する事業</p> <p>ア 法第 5 条第 7 項に規定する生活介護</p> <p>イ 法第 5 条第 <u>1 3 項</u>に規定する就労移行支援</p> <p>ウ 法第 5 条第 <u>1 4 項</u>に規定する就労継続支援</p> <p>(2) 法第 5 条第 <u>2 5 項</u>に規定する厚生労働省令で定める便宜を供与する事業</p> <p>(3) (略)</p>